
第1部	総説	1
第1章	環境保全の総合的推進	1
第1節	環境基本条例	1
第2節	環境基本計画	1
1	「第1章 計画の基本的事項」	1
2	「第2章 環境の現状と課題」	2
3	「第3章 望ましい環境像と環境目標」	2
4	「第4章 目標達成のための施策」	2
5	「第5章 地域別の環境づくりの方向」	2
6	「第6章 環境配慮指針」	2
7	「第7章 計画の推進」	2
第3節	環境モデル都市行動計画	2
第4節	循環型社会づくり計画	3
第5節	生物多様性・堺戦略	3
第6節	堺市環境審議会	3
第7節	堺市廃棄物減量等推進審議会	4
第8節	堺市レッドリスト改訂懇話会	4
第9節	堺市環境都市推進本部	4
第10節	環境影響評価制度	5

第1部 総 説

第1章 環境保全の総合的推進

第1節 環境基本条例

都市生活型公害の改善や身近な自然とふれあえる豊かな環境の保全と復元、快適な都市空間の創造、地球環境問題への対応など環境行政として取り組むべき範囲が広がる中で、本市は平成8年4月に中核市として環境行政を主体的に取り組む法的な権限と責務が与えられた。

この機を得て、今後の総合的、計画的な環境行政を展開するに当たって、平成8年4月に環境審議会に「堺市における今後の環境行政のあり方」を諮問し、同年12月に答申を得た。これを受けて本市では、現在及び将来の市民が安全で健康かつ快適な生活を営むことのできる良好な環境の確保を目的として、「堺市環境基本条例」を平成9年3月に制定し、同年4月から施行した。

本条例の概要は次のとおりである。

- 前文に市民のいわゆる環境権と、健全で恵み豊かな環境を保全し将来に引き継ぐ責務を謳った。
- 環境の保全と創造についての基本理念として、
 - ・ 良好な環境の確保と将来世代への承継、
 - ・ 生態系に配慮し、自然とのふれあいのある都市の実現、
 - ・ 環境への負荷が少なく、持続的発展が可能な社会の構築、
 - ・ 地球環境の保全を定めるとともに、市、事業者、市民の責務を明らかにした。
- 環境の保全と創造に関する施策に関し、施策の基本方針の明示、環境基本計画の策定とともに、施策の策定等にあたっての措置、環境影響評価、規制の措置、経済的措置、環境に関する教育及び学習の振興、自発的な活動の促進、推進体制の整備及び財政上の措置等基本的な施策について規定した。

第2節 環境基本計画

平成21年5月に堺市環境基本条例第8条の規定に基づき「第2次堺市環境基本計画」を策定し、“人と自然が共生し、環境にやさしい循環型都市・堺”の実現に向け環境の保全と創造に関する施策の推進に努めている。

本計画の概要は以下のとおりである。

1 「第1章 計画の基本的事項」

次の6点を計画の視点とした。

- ① 良好な環境の確保と将来世代への継承
- ② 環境への負荷が少なく、持続的発展が可能な循環型の都市の構築
- ③ 地域から取り組む地球環境保全
- ④ 人と自然が共生するアメニティ豊かな都市の創造
- ⑤ 環境に配慮した政策による良好な都市環境の確保

⑥ 市民・事業者・行政の参加と協働による環境保全活動の推進

2 「第2章 環境の現状と課題」

本市の環境の現状と課題について、① 生活環境 ② 自然環境 ③ 都市環境 ④ 地球環境の4つの分野に分け概説するとともに、平成19年11月に実施した市民・事業者の環境意識調査結果をまとめた。

3 「第3章 望ましい環境像と環境目標」

計画のテーマに基づき、「生活環境」、「自然環境」、「都市環境」、「地球環境」、の4つの分野について、次のとおりそれぞれの望ましい環境像を設定し、これを市民・事業者・行政の参加と協働により実現していくものとした。

- ① 健康で安心して暮らせるまち
- ② 自然とのふれあいを大切にするまち
- ③ うるおいやにぎわいを育む快適なまち
- ④ 地球環境にやさしい持続可能なまち

4 「第4章 目標達成のための施策」

望ましい環境像を実現し、各環境目標の達成を図るため、幅広い分野にわたる環境関連施策を体系化し総合的に推進していくための基本施策を設定した。

また、本計画を達成する上で、重点的・計画的に展開を図るべき主要課題である『低炭素社会』の実現をテーマに、重要性、緊急性を考慮し、3つ重点プログラム「省エネルギー・新エネルギー推進プログラム」、「脱車社会推進プログラム」及び「4Rを重視した省資源化プログラム」を設定した。

5 「第5章 地域別の環境づくりの方向」

「第2章 環境の現状と課題」でみた各地域の環境の特徴や抱える課題、市民の環境に対する満足度等から、市域を臨海部、都心部、近郊市街地部、周辺市街地部、丘陵部の5地域に区分し、環境づくりの方向を示した。

6 「第6章 環境配慮指針」

本計画がめざす望ましい環境像を実現するためには、市はもとより、市民、事業者を含めた三者がそれぞれの立場で、環境への配慮を実践することが必要であり、その前提として共通に理解しておくべき原則的な考え方を示した。

7 「第7章 計画の推進」

自主的な環境まちづくり活動や環境に配慮したライフスタイル実現に向けた誘導、環境意識・行動を育てる環境学習・教育の充実、取組の基盤となる環境情報の受発信等の施策を総合的に進め、各主体の取組を支援することにより、参加・協働によるまちづくり活動の充実・拡大を図ることについて記述した。

第3節 環境モデル都市行動計画

平成20年4月、政府において、低炭素社会の実現に向けて高い目標を掲げて先駆的な取組に挑戦する都市・地域をつくり、そこから全国に広げることをねらいとして、「環境モデル都市」が募集され、本市は、地球規模の環境問題に積極的に挑戦する決意をもってこれに応募し、平成21年1月23日に認定を受けた。

「環境モデル都市行動計画」は、「環境モデル都市」として、温室効果ガスの削減目標と今後5年以内に具体化を図る取組内容を中心にとりまとめるものであり、平成21年4月に「堺市環境モデル都市行動計画」を策定、その5年後の平成26年5月に「第2次堺市環境モデル都市行動計画」を策定した。。

第2次堺市環境モデル都市行動計画は、環境保全と経済成長が両立する「産業構造の転換」、低炭素都市の形成を促す「都市構造の変革」、市民、事業者が主体的に低炭素まちづくりに寄与する「環境文化の創造」の3つを基本的な視点とし、本市特有の地域資源を活用しながら、市民、事業者との協働をさらに進め、“快適な暮らし”と“まちの賑わい”が持続する低炭素都市「クールシティ・堺」の実現をめざすものである。

第4節 循環型社会づくり計画

「堺市循環型社会づくり計画」は、堺市循環型社会形成推進条例に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために必要な事項を定めた計画である。

「4Rが賢明に実践される環境文化のまちづくり」「資源循環のネットワークに支えられた、環境と経済が共生するシステムづくり」「市民、事業者、市民活動団体等が行動し連携するための人づくり」の3つの基本方針のもと、各主体が行動指針に沿った取組を推進し、循環型社会の実現をめざすものである。

第5節 生物多様性・堺戦略

「生物多様性・堺戦略」は、生物多様性基本法に基づく生物多様性地域戦略であり、本市の自然的社会的特性を活かした生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本的かつ総合的な計画である。

「自然と共生するまちづくりをめざして」を基本理念とし、「生態系の保全・再生・創造と継承」「生態系ネットワークに配慮したまちづくりの推進」「普及啓発・環境教育の推進」「生物多様性に寄与する暮らし方の推進」の4つの戦略のもと、各種施策を総合的に推進するものである。

第6節 堺市環境審議会

堺市環境審議会は、堺市環境審議会条例の規定に基づいて平成6年6月に設置され、市長の諮問に応じて本市における環境の保全と創造に関する基本的事項を調査審議してきたが、平成9年6月に審議会の設置根拠を堺市環境基本条例に改めた。

審議会は市議会議員8名、学識経験者10名、市長が適当と認める者7名の25名以内の委員で構成され、必要に応じて部会を置くことができるとされている。

表 1-6-1 堺市環境審議会 答申一覧

答申日	答申
平成8年	堺市における今後の環境行政のあり方について
平成10年10月	環境の保全と創造に関する基本的な計画（環境基本計画）はいかにあるべきかについて
平成15年10月	「循環型社会形成推進のあり方」について
平成17年5月	堺市循環型社会形成計画のあり方について
平成18年1月	環境影響評価制度の基本的なあり方について
平成20年4月	堺市環境基本計画の見直しに係る基本的な考え方について
平成23年3月	堺市地球温暖化対策実行計画の策定に係る基本的な考え方について
平成27年11月	「第3次堺市循環型社会づくり計画」の策定について

第7節 堺市廃棄物減量等推進審議会

堺市廃棄物減量等推進審議会は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の7」及び「堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例第15条」に基づいて平成6年4月に設置した附属機関で、市長の諮問に応じ、一般廃棄物の減量及び適正処理に関する基本的な事項を調査審議している。

審議会は学識経験者、各種団体代表者、市議会議員、本市職員及びその他市長が適当と認める者の合計20名以内の委員で構成され、必要に応じて部会を置くことができるとされている。

表 1-7-1 堺市廃棄物減量等推進審議会 答申一覧

答申日	答申
平成18年9月	循環型社会構築に向けた一般廃棄物の減量化について
平成20年9月	一般廃棄物(ごみ)の減量化の具体的手法について
平成27年8月	「第三次堺市一般廃棄物処理基本計画」について

注) 平成18年以降の答申

第8節 堺市レッドリスト改訂懇話会

堺市レッドリスト改訂懇話会は、堺市レッドリスト改訂懇話会開催要綱に基づき、平成25年8月15日から平成27年3月31日までに計7回開催した。

懇話会は学識経験者15人で構成されている。

第9節 堺市環境都市推進本部

「堺市環境基本条例」第22条の規定に基づき、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成9年7月に市長を会長とし、関係17部長で構成する「堺市環境行政推進庁内会議」を設置した。

平成26年6月25日に、環境への負荷が少なく環境と共生する環境都市の構築をめざして、地球温暖化防止に資する低炭素都市等の実現に係る環境施策を総合的かつ計画的に推進するための庁内組織であった「堺市環境都市推進本部」と統合し、名称を「堺市環境都市推進本部」、本部長を市長、委員は副市長など局長級、幹事を各局・各区総務担当課長とする組織に改めた。

第10節 環境影響評価制度

環境影響評価(環境アセスメント)制度は、規模が大きく環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業の実施にあたり、その事業が環境に及ぼす影響について、事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して市民や専門家等の意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていくための制度である。

本市においては、対象となる事業について、昭和59年2月から大阪府環境影響評価要綱に基づき、その後、平成11年6月からは環境影響評価法及び大阪府環境影響評価条例に基づき、環境の保全の見地から、大阪府知事に対し市長意見を提出してきた。

しかし、平成18年4月の政令指定都市移行を契機に、本市が主体的に、自らの責任において地域の実情に即したきめ細かな対応を図る必要が生じたため、平成18年12月に堺市環境影響評価条例を制定し、平成20年4月1日に環境アセスメント制度を全面施行した。

その後、条例施行後の社会状況の変化や運用上の課題などに対応するため、事業の計画段階における事前配慮手続の充実、事業者が行う環境影響評価に対する市民等の理解の向上及び参画の促進等を図ることを目的とし、平成24年9月に条例改正を行い、平成25年4月1日から施行している。

現在までに実施された堺市環境影響評価条例に基づく環境アセスメント手続の概況は表1-10-1のとおりである。

表 1-10-1 堺市環境影響評価条例に基づく環境アセスメント手続の実施概況

事業の名称	配慮計画書	方法書又は 実施計画書	準備書	評価書
(株)G E 2号炉設置事業	注) 2		平成20年 4月 1日	平成20年10月 7日
			平成20年 9月 4日	
堺市・資源循環型廃棄物処理施設 整備事業	注) 2		平成21年 3月23日	平成21年11月19日
			平成21年 9月 7日	
(株)ダイカン堺事業所プラント更新事業	平成20年 4月30日	平成20年 9月22日	平成21年10月27日	平成22年 7月27日
	平成20年 7月 4日	平成20年11月27日	平成22年 3月30日	
学校法人藍野学院野外活動施設 整備事業	平成22年 9月30日	平成23年 5月24日		
	平成22年12月10日	注) 3		
イオン堺鉄砲町ショッピングセンター (仮称) 開発事業	平成23年 5月24日	平成24年 5月28日	平成24年12月20日	平成25年8月12日
	平成23年 7月29日	平成24年 7月26日	平成25年 7月12日	

注) 1.上段は提出日、下段は市長意見の送付日

2.準備書提出以前の手続は大阪府環境影響評価条例に基づき実施

3.事業者からの申し出により、方法書の公告を見合わせている